

豊川市監査公表第11号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年4月5日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(産業環境部商工観光課)

監査実施期間 令和4年 9月16日から
令和4年11月10日まで

豊川市監査公表第4号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 特定計量器定期検査手数料等の収納事務において、集合検査会場または直接訪問にて現金を受領する際は、会計管理者が保有する釣銭資金を用いるなど、適切な事務となるよう検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 特定計量器定期検査手数料等の収納事務において、検査を集中的に実施する期間（概ね3か月間）は会計管理者が保有する釣銭資金を用いることとし、臨時的に実施する場合は、納付書払いや釣銭のないよう協力を求めることとする方針としました。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和5年4月3日現在のものである。